

設備・機器等貸出し要綱

滋賀県職業能力開発協会

(趣旨)

当協会が所有する技能検定用設備・機器等については当協会の業務の実施に支障のない範囲において、技能検定および技能・技術の向上の為に必要とする者に対し貸与し、より一層の技能・技術の向上を図る一助とする為貸与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備・機器等)

貸与できる設備・機器等については技能検定等の実施について支障のない設備・機器等とし、別に定める。(技能検定の秘密事項にかかる物品は対象としない。)

(利用の方法)

当協会に設置している設備については、設置場所において利用することとする。

運搬可能な機器については、持ち出しを認めることとする。ただし、運搬については、利用者の責任において行うこととする。

(利用期間)

本来の所有目的である技能検定の実施に支障のない時期とし、最長10日間とする。ただし、借用期間中であっても返却を求める場合がある。

(申込み方法)

利用を希望する者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し当協会あて提出することとする。

(使用許可)

当協会は、使用目的・期間等を検討の上、使用の許可を判断する。

使用について一部制限を加え許可を与える場合がある。

使用許可については、必要な条件をつける。

(使用料)

使用料については、物品ごとに別紙のとおり定める。

利用者は、別に定める使用料を納付するものとする。

(弁済)

使用者が貸出物品について損傷を与えた場合は、理由の如何にかかわらず、使用者において弁済するものとする。

(貸出しの制限)

次の項目に当たる場合は貸出しを許可しない。

1. 職業能力開発にかかる職業訓練以外の使用を目的とする場合。
2. 転貸を目的とする場合。
3. 営利を目的とする場合。
4. 生産を目的とする場合。
5. その他当協会が適切でないと判断した場合。

(その他)

その他必要な事項については、別途定めるものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成11年6月16日より施行する。

貸出し設備・機器等一覧

品名	数量	備考
射出成形機 (日精樹脂製)	2	付属機器（金型温度調整機・乾燥機）含む 金型・材料は持込み

貸出し設備・機器等一覧

品 名	使 用 料 等 (消費税別)
射出成形機 (付属設備・使用電力 水道料金を含む)	当協会で使用 次の1・2の合計金額 使用時間帯 8:30~12:30・13:00~17:00 1. 基本使用料—1時間単位 1台につき、1,000円/1時間 (非会員:1,500円) 2. 使用人員による使用料—1日単位 (使用が8時間に満たない場合も1日とみなす) ① 講習料等を徴収する場合 1名につき3,000円/1日 ② 講習料等を徴収しない場合 1名につき1,000円/1日

上記金額は当協会会員が使用する場合の金額とし、非会員が使用する場合は、この金額の1.5倍とする。

射出成形機以外の物品を当協会にて使用する場合は、別途施設の使用料を必要とする。(射出成形機を使用し併せて隣の測定室を使用する場合は上記金額のほかに測定室の使用料が必要となる。)

公共職業能力開発機関が機関の事業の為に使用する場合は、減免措置することができる。